

# 千葉市子ども読書活動推進計画

—おはなし・読書 ちばプラン—

平成16年3月

千葉市

## 第1部 計画策定の基本方針

### 第1章 計画策定の背景

#### 第1節 子どもの読書活動の意義

子どもが本と出会い読書に親しむことは、子どもが健やかに成長していく上で重要な意味を持ちます。子どもは本と出会うことによって、未知の世界への目を開かれ、読書の楽しさや知る喜びを体験するのであり、時には一冊の本との出会いが、その子どもの人生に夢や輝きを与えてくれることもあります。

よい本と出会い、読書経験を積み重ねる中で、子どもは心で感じ、考えを深め、感性を磨き、創造力を培います。また、本を通して情報を収集・活用し、課題の解決へと向かう過程で、知識を広め、判断力を伸ばし、表現力を高めます。読書活動を通して、子どもの豊かな心が育まれ、人生をより深く生きる力が養われます。

このように、読書活動は子どもの健やかな成長に深くかかわっていることから、すべての子どもが本との出会いの機会を与えられ、読書の楽しさを味わえるようにすることが重要です。年齢や障害の有無、国や育った環境にかかわらず、一人ひとりの子どもが読書に親しみ、知る喜びを感じることができるよう、様々な読書機会を提供すると共に、「いつでも、どこでも読書できる環境」を整え、子どもの主体的な読書活動を支えるための条件整備が求められています。

#### 第2節 本市における子どもの読書活動推進の取組み

「子どもの読書離れ」が指摘されて久しくなります。本市ではこれを憂慮し、以前から市民の読書活動を支援してきました。特に、子どもの読書活動の推進については、地域や図書館・学校などで子どもの読書活動の振興に取り組んでいます。

地域においては、地域・家庭文庫<sup>注1</sup>や読書団体等が本の貸出しや読み聞かせなどの活動を行うと共に、各学校や保育所（園）・幼稚園などでも保護者と共に読書支援等を行っています。

図書館は読書活動の中核施設として、平成13年4月の中央図書館の開館を機に、本市の基幹的な図書館サービスネットワークを構築し、現在、「どこでも借りられ、どこでも返せる」図書館サービスを提供しています。特に、中央図書館には中・高校生向け図書コーナーを設けたほか、従来のおはなし会<sup>注2</sup>に加えて1・2歳の乳幼児と保護者を対象とする「わらべうたと絵本講座」の実施など、子どもの読書環境の整備や読書機会の拡充に努めております。

学校教育においては、全国に先駆け市内全小学校に学校図書館指導員を配置し、各小学校の学校図書館の充実を図ると共に、中学校を巡回指導しています。また、豊かな心を育むため、全校一斉読書活動・読み聞かせ等の実践に取り組む他、教科の発展としての広範囲の読書も奨励しています。さらに、情報の検索・収集・活用能力を育むため、各教科や総合的な学習をはじめ、個人や課題別グループ等の目的に応じた要望に応えられる図書館資料の整備を進めることとしています。

子どもや保護者が集う施設として、保健センターをはじめ様々な機関・施設等があり、おはなし会の実施や絵本コーナーの充実等に取り組んでいます。特に、保健センターでは、母子保健事業実施時に図書館と連携し、おはなし会を行うなど新しい試みを始めています。

また、「子育てふれ愛フェスタ」でも、図書館との連携によるおはなし会の実施や絵本コーナーの設置など、子どもの読書活動を推進するための連携・協力がすでに始まっています。

※注1 地域・家庭文庫 … 自宅を開放したり団地やマンションの集会所等を借りて、子どもたちに本を貸し出したり読み聞かせをしたりする団体及び個人。以下「文庫」と表記。

注2 おはなし会 … 読み聞かせ、素話、わらべうた等の会の総称。

## 第2章 基本的な考え方

### 第1節 計画策定の目的

平成11年8月、衆参両院で「子ども読書年に関する決議」がなされ、平成13年12月には、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、基本理念が示されると共に、国・都道府県・市町村の責務が明確にされました。

同法に基づき、国は平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を、県は平成15年3月に「千葉県子どもの読書活動推進計画」をそれぞれ明らかにしました。

市町村については、同法第9条2項で、国及び県の計画を基本として「市町村子ども読書活動推進計画」を策定するよう努めなければならないとされています。

そこで、本市としては同法の精神を尊重すると共にこれまでの経過を踏まえた上で、子どもが自主的に読書活動を行える環境整備を目指し、子どもの読書活動推進にかかる施策を総合的に推進する指針として本計画を策定するものです。

### 第2節 計画の柱と基本的な方向

読書習慣を培うためには、乳幼児期にわらべうたや絵本の読み聞かせなどを通して、本とのよき出会いや本との楽しい時間を体験することが大切です。この時期の子どもにとって、保護者や身近にいる大人の果たす役割が特に大きいと言えます。そして、成長するに従って大人の支援をもとに自主的な読書活動に導くことが大切であり、さらに、自ら主体的に読書活動に取り組むことができるような環境を整備することが特に重要です。

本市では、国や県の方針等を踏まえ、下表の1～4を計画の柱とすると共に、その基本的な方向を定めました。

計 画 の 柱	基 本 的 な 方 向
1 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	(1) 子どもが読書に親しむ機会の拡充 家庭・地域・図書館・学校等及び関係機関で各種のおはなし会等を実施し、子どもが読書に親しむ機会の充実に努める。
2 子どもの読書環境の整備・充実	(1) 子どもが読書に親しめる環境づくりの推進 家庭・地域・学校等を通し、すべての子どもが身近で読書に親しめる環境づくりを推進する。 (2) 子どもの読書活動推進のための人材の育成 おはなしボランティアを育成するなど、必要な人材の養成に努める。また、関係職員の研修の充実に努める。
3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	(1) 子どもの読書活動に関する情報提供と啓発活動 子どもと保護者、子どもに関わる大人に対し、子どもの読書活動に関する情報を提供すると共に、その意義等について啓発的な活動を実施する。
4 推進体制の整備	(1) 継続的な読書活動推進のための体制整備 本計画の進捗状況を確認し、必要な修正を加えながら総合的・継続的に推進する組織を設置する。 (2) 関係機関・団体等の連携・交流 子どもの読書活動推進に関わる関係機関・団体等が連携し、それぞれの特性を生かしながら相互に補完し、共に充実した活動ができるよう情報や人材の交流・図書資源の有効活用を進める。 特に教育委員会と福祉など行政サービスとの連携を図り、より効果的な市民サービスに努める。

### 第3節 計画の期間及び対象

#### 1 計画の期間

平成16年度から平成20年度までの5年間とします。

#### 2 計画の対象

本計画でいう子どもとは、おおむね18歳以下の者をいいます。

### 第4節 財政上の措置

1 本計画に掲げられた各種施策を推進するため、市をはじめ関係機関・団体等の役割に応じた必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

2 本計画の推進にあたり、役割に応じた財政上の措置が講じられるよう、市は国・千葉県に働きかけます。

## 第2部 計画推進のための取組み

子どもの読書活動の場が「家庭・地域」と「学校」に大別されることから、計画の4つの柱（1子どもが読書に親しむ機会の提供と充実、2子どもの読書環境の整備・充実、3子どもの読書活動に関する理解と関心の普及、4推進体制の整備）のうち、「推進体制の整備」を除く3つの柱については、それぞれ第1章「家庭・地域における取組み」及び第2章「学校等における取組み」の各章に分けることとし、全体に関係する「推進体制の整備」については独立させ、次の3章構成としました。

### 第1章 家庭・地域における取組み

#### 第1節 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

##### 1 家庭における子どもの読書活動の推進

読書習慣を形成する上で、家庭の果たす役割は非常に大きく、乳幼児期のわらべうたや絵本の読み聞かせや素話などの「耳からの読書」は、その後の読書に大きな影響を及ぼします。幼い子どもたちは、保護者の愛情を感じながら読書の楽しさを体得します。いつも身近にいる保護者等が読書の重要性を認識し、一緒に図書館や地域の文庫等へ出かけたり、共に読書したりして、積極的に読書に親しめる機会を増やすことが大切です。妊婦を含めた保護者や周りの大人たちが、発達段階や子どもの個性を考慮して、「よい本との出会い」の機会を継続的につくること、また、大人が子どもと共に読書を楽しもうとする姿勢や雰囲気づくりが求められます。

##### 【主な事業】

◎ ファミリーブックタイム運動<sup>注3</sup>の推進

◎印は重点事業（実施することにより特に効果が期待される事業。以下同じ）

※注3 「家族で読書に親しむ時間をつくろう」と呼びかける運動。図書館・関係機関を中心に実施する。

##### 2 図書館における子どもの読書活動の推進

図書館は子どもたちにとって多くの本と出会える場であり、読書の楽しさを知ることのできる場です。様々な年齢層に対応するおはなし会を実施したり、子ども一人ひとりの読書相談に応じたりして、子どもが適切な時期に本の楽しさや有用性を知ることができるよう、様々な機会を提供します。

### 【主な事業】

- ◎ 図書館でのおはなし会の実施
- 子どもへの読書相談やレファレンスの充実

### 3 公民館における子どもの読書活動の推進

公民館は多様な学習機会や学習情報を提供する地域の学習拠点としての機能を有しています。図書室を設置している公民館を中心に、図書館と緊密に連携し、子どもたちの読書ニーズに応えることができるようサービスの充実に努めます。また、「おはなし会」や「民話のつどい」など子どもが読書に親しめる事業を進めます。

### 【主な事業】

- 図書館と公民館図書室との選書情報の交流
- 子ども向けの講座の充実

### 4 子どもや保護者が集う施設における子どもの読書活動の推進

保健センターをはじめ、子どもや保護者が多く集まる施設では、おはなし会を体験する機会や図書資料にふれる機会の充実に努めます。

また、ブックスタート<sup>注4</sup>事業の導入について検討を進めます。

### 【主な事業】

- ◎ 保健センターの母子保健事業における読み聞かせ等の実施

※注4 0歳児の健康診査の機会に、赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す運動。

## 第2節 子どもの読書環境の整備・充実

### 1 子どものための身近な読書環境の整備・充実

子どもの読書活動を推進するためには、身近に読みたい本があり、読書の楽しさを伝えてくれる人のいることが必要です。

家庭においては家族が読書の喜びを共有できる雰囲気づくりに努めることが大切です。

また、文庫や読書団体の活動は、年齢の異なる読書仲間と共に自由に読書することができ、読書への動機付けや読書習慣を身に付ける上で大きな役割を果たします。

子どもたちの周りに本に親しむ場を設けるため、学校図書館等の活用を図ることも視野に入れ、地域社会全体で読書習慣を身に付けるための環境づくりを推進することが重要です。

### 【主な事業】

- 図書館の団体貸出用図書の充実
- 子どもや保護者が集う施設における図書の充実

### 2 図書館における子どものための読書環境の整備・充実

子どもの読書活動を支えるには、資料の充実や子どもに接する大人の認識や理解が大切です。図書館や分館の整備充実はもとより、年齢に応じた児童向け図書等の充実を図るとともに、障害のあるこどものための資料・外国語の児童向け図書・調べ学習用資料及び中・高校生のニーズに対応した資料の収集に努めます。また、子どもに接する大人からの相談への対応や研修の支援等、子どもを取り巻く読書の環境を整えていくよう努めます。

### 【主な事業】

- ◎ 図書館分館の整備・充実
- ◎ 地域おはなしボランティア養成講座の実施
- ◎ 図書館の児童・青少年向け図書等の充実・計画的収集
- 児童書研究に関する図書の充実
- 保護者や教職員等への相談機能の充実

### 3 公民館における子どものための読書環境の整備・充実

公民館図書室の資料充実をはじめ、土・日曜日等には、子どもに施設を開放し読書ができるようにしたり、図書室を設置していない公民館において図書館資料を再利用した読書コーナーを設置するなど、様々な工夫をして子どもの読書活動の推進に努めます。

#### 【主な事業】

- 公民館図書室の資料の充実
- 公民館施設の開放
- 図書室を設置していない公民館の読書コーナーの設置
- 読み聞かせ講座の実施

### 4 子どもや保護者が集う施設における読書環境の整備・充実

読書習慣の形成には乳幼児期が重要であり、保健センターなど子どもが多く集まる施設等において、読書活動を推進するさまざまな取組みを実施することが大切です。保健福祉センター<sup>注5</sup>の整備にあわせて絵本コーナーを設置すると共に、児童センター（仮称）に図書スペースの設置に努めます。

また、コミュニティセンター、女性センター、地域子育て支援センター、子育てリラックス館等における子ども向け図書の充実を図り、読書に親しめる環境の整備に努めます。

#### 【主な事業】

- 子どもや保護者が集う施設における絵本コーナー等の設置
- 子どもや保護者が集う施設における図書の充実

※注5 平成17年度から各区ごとに順次整備予定で、保健センター・福祉事務所・社会福祉協議会等からなる施設。

## 第3節 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

### 1 家庭や地域への情報提供・啓発活動

子どもたちが読書の楽しみや喜びを経験するには、保護者等に対する働きかけが大切です。幼稚園・保育所（園）・学校において、子どもや保護者に読書の意義についての情報を積極的に提供すると共に、「教育だよりちば」など各機関で発行する広報誌紙やホームページを活用して読書の大切さの啓発に努めます。

#### 【主な事業】

- 各種広報誌紙を通しての啓発・情報発信

### 2 図書館における情報提供・啓発活動

図書館は子どもを含めたすべての人に読書の楽しさを啓発する使命があります。読書の大切さや楽しさ、読書の手助けとなる様々な情報などを、見学会や図書館だより・ホームページなどを通して積極的に広く提供するよう努めます。

子どもたちにとって、図書館が身近なものになるよう各種子ども向けのイベント等を実施します。

### 【主な事業】

- 「子ども読書フォーラム」の実施
- 各種広報誌紙を通しての啓発・情報発信
- 推薦図書等の紹介
- 子ども向けのイベントの実施

### 3 公民館における情報提供・啓発活動

公民館で実施する様々な主催事業などの中で、子どもの読書活動についての啓発を行うよう努めます。

#### 【主な事業】

- 公民館事業での啓発活動・情報提供

### 4 子どもや保護者が集う施設における情報提供・啓発活動

保健センター等の子どもや保護者が集う施設において、子どもの読書に関する情報を提供することは大変効果的です。様々な機会をとらえて子どもの読書活動の必要性を啓発するよう努めます。

特に、保健センターでは、母子保健事業等で子どもと保護者が定期的に集うため、啓発等の機会を捉える上で重要です。こうした機会を通じ読書活動に関する情報の提供に努めます。また妊婦に対する啓発について、関係機関等での積極的な対応が期待されます。

#### 【主な事業】

- 情報提供の充実・強化
- 妊婦向け啓発活動の充実

## 第2章 学校等における取組み

### 第1節 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

#### 1 幼稚園・保育所（園）における読書活動の推進

幼い頃の読書経験は、子どもの心に感動を与え、将来にわたる読書活動の源となります。これまでも、保育所（園）等において地域のボランティアが読み聞かせなどを行って来ました。また、家庭でも読めるように絵本等を貸出す保育所（園）が増えるなどの動きが見られます。

今後も、どの保育所（園）の子どもたちにも様々な形で読み聞かせ等の機会を多くもち、読書意欲を誘発し、読書の日常化を図っていきます。

#### 【主な事業】

- 幼稚園、保育所（園）におけるおはなし会の実施

#### 2 小・中・養護学校等における読書活動の推進

読書活動の日常化を図るため、各学校の実情に合わせ「全校一斉読書活動」等を日課表に位置づけ、時機をとらえ読書関連行事を実施する等、全学校体制で読書活動を推進することが大切です。

司書教諭・学校図書館指導員等による、読み聞かせやブックトーク<sup>注6</sup>等、多様な活動を展開すると共に、教科・領域等での学習内容を充実させるため、一人ひとりに応じた指導や対応をするよう努めます。

特に、障害のある子どもについては、可能な限りきめ細やかな配慮が必要です。

## 【主な事業】

- 調べ学習の充実
- 全校一斉読書活動等の推進
- 学校等でのおはなし会等の実施
- 特殊学級・養護学校等での読み聞かせの実施

※注6 本に興味を持たせ、読もうとする気持ちを喚起するために、特定のテーマに沿って数冊の本を順序良く紹介すること。

## 第2節 子どもの読書環境の整備・充実

### 1 幼稚園・保育所（園）における読書環境の整備

子どもが多様な絵本等を手にとって楽しめるよう絵本コーナーの充実を促します。

#### 【主な事業】

- 幼稚園・保育所（園）の児童向け図書の充実

### 2 小・中・養護学校等における読書環境の整備

子どもの読書活動を推進していくには、子どもに関わる全教職員の読書活動への意識の高揚が大切です。そのために司書教諭や学校図書館指導員をはじめ子どもにかかわる全教職員に、読書が子どもの心の成長や学習に役立つことについての研修を実施する必要があります。

また、図書の充実と共に、学校図書館へのコンピュータの設置やデータベース化等の整備、学校間連携・ネットワーク化による蔵書等の効果的な活用が求められます。

さらに、保護者や地域の方との連携を図り学校図書館の環境整備等を進めます。

特に、障害等のある子どもに対しては、可能な限り一人ひとりに応じた図書等を準備することが必要です。

#### 【主な事業】

- 司書教諭研修会の実施
- 学校教職員の研修の充実
- 学校図書館資料の充実
- 学校図書館の充実
- 特殊学級・養護学校等での図書等の整備

## 第3節 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

### 1 幼稚園・保育所（園）における情報提供・啓発活動

職員の研修において、絵本の読み聞かせ等の実施に努めると共に、PTAや保護者会の研修においても、読書の重要性・有効性、読ませたい絵本等についての情報の提供に努めます。

#### 【主な事業】

- 保護者・職員等の啓発研修の促進

### 2 小・中・養護学校等における情報提供・啓発活動

学校は、子どもを持つ家庭に直接働きかけることができる場であり、広報紙の発行やPTA、保護者会等の活動を通して効果的に読書の意義や親子読書の効用などの情報提供を図れるよう努めます。

また、PTAや保護者会に、子どもの読書を支援する組織づくりを働きかけるなど、参加型の啓発活動の工夫に努めます。

#### 【主な事業】

- 各種広報誌紙等を通しての啓発・情報発信
- 読書行事の開催
- 参加型の啓発活動の工夫



### 第3章 推進体制の整備

#### 第1節 継続的な読書活動推進のための体制整備

本計画を実効性のあるものとするため、進捗状況を確認し、必要な修正を加えながら総合的・継続的に展開するための組織を設置します。

##### 【主な事業】

- 千葉市子ども読書活動推進会議（仮称）の設置

#### 第2節 関係機関・団体等の連携・交流

##### 1 情報交流の促進

各機関・団体等の取組みを効果的に行うため、子どもの読書活動推進に関わる情報の交流に努めます。

##### 【主な事業】

- 図書館の団体貸出用図書についての蔵書検索機能の拡充

##### 2 人材の交流・研修の充実

各機関や団体等における研修等の相互協力を進めると共に、ボランティアグループとの交流・連携に努めます。

##### 【主な事業】

- 学校・図書館合同研修会の実施

##### 3 図書資源の有効活用

各機関・団体の図書資料等の有効活用を図ります。

##### 【主な事業】

- 図書館の団体貸出用図書の充実（再掲）
- 図書館資料等の有効活用

##### 4 連携事業・イベントの実施

子どもの読書活動を推進するにあたり、関係機関・団体等の連携・協力を図ります。

##### 【主な事業】

- 子ども読書関連行事の実施
- 子育てふれ愛フェスタの実施

### 第3部 施策・事業一覧

#### 1 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

##### (1) 子どもが読書に親しむ機会の拡充

【おはなし会等の実施】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
◎図書館でのおはなし会の実施	わらべうたと絵本の会を実施する。 対象：1・2歳の乳幼児及び保護者	中央図書館
	定例おはなし会を実施する。 対象：3・4歳、5・6歳、小学生 等	中央図書館 地区図書館
	子どもが語るおはなし会の実施に向け検討する。 対象：幼児・小学生(中・高校生によるおはなし会)	中央図書館 指導課
	手話おはなし会の実施に向け検討する。 対象：障害のある子ども等	中央図書館
	外国語おはなし会の実施に向け検討する。 対象：外国人市民の子ども等	
	出張おはなし会の実施に向け検討する。 対象：病院に入院している子ども	
	親子おはなし会を実施する。 対象：幼児・小学生とその保護者	中央図書館 地区図書館
○子どもへの読書相談やレファレンスの充実	子ども一人ひとりに対応するために、年齢や目的に合わせたレファレンスの充実に努める。	中央図書館 地区図書館
◎ファミリーブックタイム運動の推進	親が子に読み聞かせをしたり、家族で読書に親しんだりする時間をつくるよう呼びかける運動を実施する。	中央図書館 地区図書館 (関係機関等)
◎保健センターの母子保健事業における読み聞かせ等の実施	ブックスタート事業について検討を進め、ボランティアと連携した読み聞かせ等を段階的に実施する。	保健指導課 保健センター 子育て支援課
○育児サークルでのおはなし会の実施	ボランティア等との連携により、希望する育児サークル対象者におはなし会を実施する。	保健指導課 保健センター 子育て支援課
○子どもや保護者が集う施設でのおはなし会等の実施	コミュニティセンターにおけるボランティア等によるおはなし会等の実施に努める。	地域振興課
	女性センターにおける、ボランティアによるおはなし会の実施に向け検討する。	男女共同参画課
○幼稚園、保育所(園)におけるおはなし会の実施	幼稚園におけるボランティア等による読み聞かせの支援に努める。	中央図書館 学事課
	保育所(園)における絵本を中心とした読み聞かせの充実に努める。	保育課
○学校等でのおはなし会の実施	学校における読み聞かせやブックトークなど多様な読書活動の拡充を図る。	指導課
	学年・学級単位での読み聞かせを推進する。	

○子ども向け講座の充実	公民館におけるおはなし会や民話のつどい、紙芝居など子どもが本に親しむ機会を提供できる主催事業の充実に努める。	生涯学習振興課
-------------	--	---------

【障害のある子どもへの対応】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
○郵送貸出の充実	視覚障害児への録音資料・点字資料の郵送貸出の充実を図る。	中央図書館
○特殊学級・養護学校等での読み聞かせの実施	学習の中で読み聞かせ等を実施する。	指導課

【学校等での活動】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
◎調べ学習の充実	調べ学習等に要する資料を収集・提供すると共に、一人ひとりに対応する支援・指導の充実に努める。	指導課
◎全校一斉読書活動等の推進	学校の実態に合わせ、教育課程に朝読書を位置づける等、全校や学年での読書の習慣化を図る活動を一層推進する。	
○多様な読書活動への取組みの実施	大型紙芝居やパネルシアター等を活用して、読書意欲の高揚を図る活動を実施する。	
○読書月間の設置	読書に親しめるよう、年2回の多読月間の設置に努める。	
○読書祭の開催	読書の発展としての劇化や読書紹介・読書発表会等、意識を高めるイベントの実施に努める。	
○読書行事の開催	読書月間に、学校の実態に応じて、読書に親しみ、成果の発表の場となる行事の開催に努める。	

2 子どもの読書環境の整備・充実

(1) 子どもが読書に親しめる環境づくりの推進

【施設・設備】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
◎図書館分館の整備・充実	花見川図書館花見川団地分館を改築する。 平成 17 年 4 月開館予定	中央図書館
	若葉図書館泉分館（仮称）を整備する。 平成 18 年 4 月開館予定	
	図書館未整備地区に、分館等の整備に努める。	
○子どもや保護者が集う施設における絵本コーナー等の設置	保健福祉センターの整備にあわせて、絵本コーナーの設置を検討する。	保健指導課 地域保健福祉課
	児童センター（仮称）の整備にあわせて、図書の設置スペースを検討する。	子ども家庭福祉課

○図書館ネットワークの整備・充実	新規開館する分館を加えて、図書館ネットワークの充実を図る。また、利用者用検索機やインターネットによる予約受付などの実施に努める。	中央図書館
○学校図書館の充実	魅力ある学校図書館づくりとして、図書館指導員を中心に環境の充実を図る。	指導課
	学校図書資料のデータベース化とコンピュータ機器の整備を推進する。	指導課 教育センター 中央図書館
	コンピュータネットワークの整備として、学校間、学校と図書館間のネットワーク化を推進する。	
	学校図書館利用の手引きを見直す。	指導課
○図書室を設置していない公民館に読書コーナーの設置	図書室を設置していない公民館に読書コーナーの設置を促進する。	生涯学習振興課
○公民館施設の開放	土・日曜日の子どもの居場所・読書スペース確保に努める。	生涯学習振興課
○学校図書館の活用	放課後・休日などにおいて、学校図書館の活用を検討する。	生涯学習振興課 指導課

#### 【子ども向け図書等の充実・提供】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
◎図書館の児童・青少年向け図書等の充実・計画的収集	乳幼児をはじめ、年齢に応じた児童向け図書等の充実を図る。	中央図書館 地区図書館
	中・高校生向け資料（図書・CD・雑誌等）の幅広い収集に努める。	
	調べ学習用資料の充実を図る。	
	障害のある子どものための資料の充実を図る。	
	外国語の児童向け図書等の充実を図る。	
○公民館図書室の資料の充実	計画的な資料収集に努める。	生涯学習振興課
○子どもや保護者が集う施設における図書等の充実	子どもルーム（放課後児童健全育成事業）の児童向け図書の充実を図る。	子ども家庭福祉課
	地域子育て支援センター、子育てリラックス館の絵本などの充実を図る。	子育て支援課 子ども家庭福祉課
	コミュニティセンターの幼児室・図書室の図書の充実を図る。	地域振興課
	女性センターの児童向け図書の充実を図る。	男女共同参画課
○幼稚園・保育所（園）の児童向け図書の充実	絵本コーナー等における児童向け図書の充実を図る。	保育課 学事課

○学校図書館資料の充実	「心を育てる図書」・「調べ学習に対応する図書」等の図書資料をバランスよく長期的な計画に基づいて整備し、効果的な活用を図る。	指導課
○特殊学級・養護学校等での図書等の整備	一人ひとりに応じた図書と、図書コーナーの充実を図る。	

## (2) 子どもの読書活動推進のための人材の育成

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
◎地域おはなしボランティア養成講座の実施	おはなしボランティアを養成するために、計画的に養成講座を実施する。	中央図書館 地区図書館
○読み聞かせ講座の実施	地域で子どもに読み聞かせを行っている方や、これから行おうとしている方を対象に、読み聞かせ講座の実施に努める。	生涯学習振興課
○図書館職員の研修の充実	新規図書館員研修・おはなし会研修等を充実する。	中央図書館
○司書教諭研修会の実施	司書教諭を対象とする研修を実施する。	教職員課 指導課
○学校教職員の研修の充実	学校図書館主任他、教育職員を対象とする研修を実施する。	指導課 教育センター
○学校図書館指導員研修会の充実	学校図書館指導員を対象とする研修を実施する。	指導課
○保護者や教職員等への相談機能の充実	保護者や教職員からの、子どもの読書に関する相談への対応・レファレンスサービスを充実する。	中央図書館 地区図書館
○児童書研究に関する図書の充実	児童書を研究し理解を深めるための図書の充実に努める。	中央図書館

## 3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

### (1) 子どもの読書活動に関する情報提供と啓発活動

#### 【情報提供】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
○各種広報誌紙等を通しての啓発・情報発信	「教育だよりちば」（年間5回発行）を活用する。 対象：保護者や市民等	企画課
	「いきいき子育て」（年間2回発行）を活用する。 対象：乳幼児から小学生の子どもを持つ保護者や市民等	
	家庭教育資料「高学年ですよ」等を活用する。 対象：該当する小学生等の家庭	青少年課
	「図書館だより」（年間4回発行）を活用する。 対象：図書館来館者等	中央図書館 地区図書館
	図書館ホームページを活用する。 対象：一般	中央図書館

	学校だより・学校図書館だより等を活用する 対象：各学校の児童・生徒及び保護者	指導課
○情報提供の充実・強化	パンフレット配布による情報提供に努める。 母子保健事業の中で啓発用パンフレットや保護者に読んでほしい図書のリストの配布及び、図書館等で実施するおはなし会等の案内書の配布を検討する。	保健指導課 保健センター 子育て支援課
	保健センターに情報掲示コーナーを設置する。 おはなし会や子どもに読ませたい図書、保護者に読んでほしい図書のリスト等を、情報掲示コーナーを設置し啓発に努める。	
	コミュニティセンター利用サークルへの情報提供に努める。 コミュニティセンターを利用している幼児・育児サークルに対してパンフレット等の配布により情報を提供する。	地域振興課
	女性センターに児童向け図書紹介コーナーを期間を限定して設置する。	男女共同参画課
○推薦図書等の紹介	「読んでみよう」等ブックリストを配布する。 推薦図書リスト（新着図書）を配布する。	中央図書館 地区図書館
	外国人市民の子ども向け資料情報を提供する。 外国語表記の図書のリスト等の資料情報を提供する。	

#### 【啓発活動】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
◎「ファミリーブックタイム」運動等の推進 (再掲)	ファミリーブックタイム運動の取り組みなど、図書館を中心に関係機関があらゆる機会を通じて、読書活動の啓発に努める。	中央図書館 地区図書館 指導課 (関係機関等)
◎「子ども読書フォーラム」の実施	子どもの読書活動を推進するため、講演会等を実施すると共に広く意見や情報を交換し、啓発活動の一環とする。	中央図書館 (関係機関、 地域団体等)
○妊婦向け啓発活動の充実	保健センターなど関係機関で、妊婦を対象として講座等を実施する際に、関係資料を配布するなど啓発活動の実施に努める。	保健センター他
○こども読書関連行事の実施	子ども読書の日を中心に、推薦図書の展示や啓発資料配布等を実施する。	中央図書館 地区図書館他
○子ども向けイベントの実施	「子ども図書館たんけん隊」を実施する。 対象：小学生	中央図書館
	「一日図書館員」を実施する。 対象：小中学生 内容：図書館業務体験	地区図書館
○公民館事業の実施	家庭教育学級などの主催事業の中で、子どもの読書の必要性や意義など、子ども読書活動に関する理解や関心の普及に努める。	生涯学習振興課
○子育て関連講座の充実	女性センターでの子育て関連の講座において、子どもの読書活動に関する内容の導入を検討する。	男女共同参画課

○職員等の研修実施	地域保健推進員の中央研修において、読書推進についての研修会を実施する。	保健指導課 保健センター 子育て支援課
○保護者・職員等の啓発研修の促進	P T A、保護者会、職員の研修会等における、子どもの読書活動の重要性等についての研修を促進する。	指導課 保育課
○参加型の啓発活動の工夫	学校単位で図書の整理・修繕等のボランティア活動の実施に努める。 P T A・保護者会に図書専門部の設置を働きかける。	指導課

#### 4 推進体制の整備

##### (1) 継続的な読書活動推進のための体制整備

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
○千葉市子ども読書活動推進会議（仮称）の設置	本計画を実効性のあるものとするために必要な修正を加えながら総合的・継続的に協議し、施策の推進を図るための会議を設置する。	中央図書館

##### (2) 関係機関・団体等の連携・交流

###### 【情報交流の促進】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
○図書館の団体貸出用図書について蔵書検索機能の拡充	団体登録者（学校・文庫等）が、図書館ホームページで団体貸出用資料を検索できるようにする。	中央図書館
○学校間、学校・図書館間のネットワークシステムの構築（再掲）	学校間、学校と図書館間での資料の活用を図るため、相互貸借できるシステムの構築を推進する。	指導課 中央図書館 教育センター
○図書館と公民館図書室との選書情報の交流	図書館の児童選書会での資料、公民館用選書リスト等の提供と活用を図る。	生涯学習振興課 中央図書館

###### 【人材の交流・研修の充実】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
○学校・図書館合同研修会の実施	学校図書館指導員等と図書館員との合同研修会の開催について検討する。	指導課 中央図書館
○各種研修等の充実（再掲）	教職員の各種研修会の充実に努める。 管理職研修・司書教諭研修・学校図書館主任研修・学校図書館指導員研修・初任者研修・教職員研修等における読書活動関連の研修充実に努める。	指導課 教職員課 教育センター 中央図書館
	幼稚園教職員研修の支援に努める。 幼稚園の読み聞かせ講座等の支援に努める。	中央図書館
	文庫団体等の研修支援に努める。 地域で活動する文庫等の研修の支援に努める。	中央図書館 地区図書館

【図書資源等の有効活用】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
○図書館の団体貸出用図書の充実	学校向け団体貸出資料の充実に努める。 調べ学習に活用できる資料の充実に図る。	中央図書館
	文庫や読書団体等への団体貸出用図書の充実に図る。	
○図書館資料等の有効活用	団体貸出用資料を計画的に整備すると共に、再利用図書・寄贈図書等を活用して、コミュニティセンターの図書室や子どもルーム、幼稚園、保育所（園）等の資料の充実に図る。	中央図書館 子ども家庭福祉課、地域振興課、生涯学習振興課、学事課、保育課他
○学校間、学校と図書館間の配送サービスの構築	学校間、学校と図書館間における資料の配送方法等物流システムの構築に関して調査・検討する。	指導課 中央図書館

【連携事業・イベントの実施】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
○ボランティア等との連携によるおはなし会の実施（再掲）	子どもが語るおはなし会の実施に向け検討する。 対象：幼児・小学生（中・高校生によるおはなし会）	中央図書館 指導課
	手話おはなし会の実施に向け検討する。 対象：障害のある子ども等	中央図書館
	外国語おはなし会の実施に向け検討する。 対象：外国人市民の子ども等	
	出張おはなし会の実施に向け検討する。 対象：病院に入院している子ども	
○子ども読書関連行事の実施	子どもの読書活動に関する講演やイベントの計画・実施等を連携・協力して進める。	中央図書館 生涯学習振興課
○子育てふれ愛フェスタの実施	「子育てふれ愛フェスタ」で、読み聞かせコーナー等の設置を検討し、読書活動について啓発を図る。	子ども家庭福祉課 中央図書館
○交流による読み聞かせの実施	幼稚園、保育所（園）、小・中・養護学校が連携し、児童・生徒による交流読み聞かせの実施に向けて検討する。	学事課 指導課 保育課